

# 公益財団法人川崎市生涯学習財団

## 「団体・グループ情報」ホームページ掲載運営要綱

### (設置の目的)

第1条 芸術・文化、スポーツ等のさまざまな分野で活動している団体・グループ情報を収集し、その情報を市民に提供することにより、川崎市の生涯学習の振興と地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「団体・グループ情報」とは、川崎市内で生涯学習活動等を行っている団体・グループの情報提供を希望する市民が、いつでも活用できるホームページ上の情報及びシステムをいう。

### (設置の主体者)

第3条 「団体・グループ情報」の設置の主体者は、公益財団法人川崎市生涯学習財団（以下、「この法人」という）とし、団体・グループ情報の登録及び管理運営を行う。

### (登録団体)

第4条 登録団体とは、次の各号を満たし、「団体・グループ情報」への登録を希望し、第5条により登録された団体・グループとする。

- (1) 市民の生涯学習活動を支援するという目的に賛同していること
- (2) 川崎市内を中心に活動を行っていること
- (3) 会員を公募している団体・グループであること
- (4) 団体・グループの会則等を有していること

### (登録の方法)

第5条 「団体・グループ情報」への登録を希望する者は、「団体・グループ情報 登録申込書」(様式第4号)を記入し、この法人に提出するものとする。この法人は、提出された「団体・グループ情報登録申込書」の内容を審査し、団体・グループを「団体・グループ情報」として登録する。

### (登録の期間)

第6条 登録は、登録が完了した年度（当年度を含める）から5年後の年度末まで有効とする。登録期間終了後、継続して登録を希望する場合は、再登録することができる。

### (登録の内容及び公開)

第7条 「団体・グループ情報」の登録内容は、次の号のとおりとする。

- (1) 団体・グループ名
- (2) 代表者名
- (3) 活動内容（内容、会員数、入会条件、会費）
- (4) 活動日時・場所
- (5) 連絡先（住所、電話番号、ファックス、メールアドレス）
- (6) その他

2 公開する情報は、前項のとおりとする。ただし、代表者名については非公開とし、連絡先についても非公開にすることができる。

（登録内容の変更・削除）

第8条 登録団体・グループは登録内容に変更が生じた場合は、「団体・グループ情報 変更届」（様式第5号）を、登録内容の削除を希望する場合は、「団体・グループ情報 削除届」（様式第6号）を記入し、速やかにその旨をこの法人に届け出るものとする。この法人は、提出された届の内容を審査し、登録内容の変更および削除を行う。

（登録できない情報）

第9条 登録内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録できないものとする。

- (1) 市民の学習活動を支援する目的でない内容
- (2) 特定の政党、政治団体またはこれに類する団体の利する内容
- (3) 特定の宗教団体または特定の教義の普及を目的とする団体の利する内容
- (4) 営利性の特に強い内容
- (5) 公序良俗に反する内容
- (6) 虚偽・正確でない内容
- (7) 市民の人権を侵害又は差別を助長する内容
- (8) その他、不相当と認められる内容

（情報の提供方法）

第10条 団体・グループ情報の提供方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) ホームページによる情報提供
- (2) 窓口や電話での問い合わせに応じた情報提供

（情報の利用）

第11条 「団体・グループ情報」の利用は次の各号のとおりとする。

- (1) 利用者は、ホームページの「団体・グループ情報」の中から登録団体を選び、利用者が直接登録団体に連絡をとり、申込み等を行うものとする。

- (2) 登録団体が連絡先を公開していない場合、利用者はこの法人を通じて問い合わせるものとする。
- (3) 利用者と登録団体・グループとの交渉・契約等については、当事者間の責任に委ねることとし、この法人は関知しないものとする。

(情報の公開・個人情報保護)

第12条 情報の公開及び個人情報保護については、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報の公開については、「公益財団法人川崎市生涯学習財団 情報公開規程」に基づき、透明性の高い公正な文書開示と情報提供に努める。
- (2) 個人情報保護については、「公益財団法人川崎市生涯学習財団 個人情報保護方針」及び「公益財団法人川崎市生涯学習財団 個人情報保護管理規程」に基づき、適正な保護と管理に努める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、「団体・グループ情報」の登録・公開及び利用に関し疑義や不測の事態が生じた場合は、事務局長が関係者と協議のうえ、対応するものとする。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。